

留学生の在留資格変更に関する手続きについて ～就職活動のための在留資格「特定活動(継続就職活動)」の取得について～

<はじめに>

留学生(ただし本学在学中の在留資格が「留学」の者に限る)が、在学中に十分な就職活動をしたにもかかわらず就職先が決まらなかった場合、在留資格を「留学」から「特定活動(継続就職活動)」へ変更することで、卒業日から最長1年間(「特定活動」6ヶ月を1回まで更新可能)就職活動を継続するための滞在が可能となります。

<注意事項>

- (1) 在留資格「特定活動(継続就職活動)」への変更は、在学中から卒業後も引き続き就職活動を行う者にのみ認められるもので、卒業後に就職活動を開始する方は対象となりません。
- (2) 大学卒業前に出入国在留管理庁(<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>)に申請した場合に限ります。大学を卒業した後に変更の申請はできません。
- (3) 卒業後の就職活動継続のための在留資格変更許可申請は、留学生本人が直接、出入国在留管理庁に出向き申請するものです。
- (4) 在留資格「特定活動(継続就職活動)」への変更申請には、大学発行の推薦状が必要です。この推薦状は、学内審査を通過した場合にのみ発行されます。
- (5) 申請を行っても、必ず在留資格の変更が許可されるとは限りません。

以上を踏まえ、日本で継続して就職活動を希望する方は、スケジュールにゆとりをもって大学生活を送るよう留意してください。

必要書類Ⅰ (出入国在留管理庁で必要な書類)

- a. 在留資格変更許可申請書(写真添付)
- b. パスポート・在留カード、学生証(提示のみ)
- c. 卒業(見込)証明書
- d. その他出入国在留管理庁が求める書類(随時)
- e. 継続就職活動を行っていることを明らかにする根拠資料
- f. 大学が発行する継続就職活動についての推薦状

必要書類Ⅱ (学内審査で必要な書類)

- ① 「特定活動(継続就職活動)に係る推薦状発行申請書」(様式1)
これまでに就職活動を行っていたことを明らかにする資料を添付すること
- ② 「就職活動実績報告書」(様式2)
- ③ 「就職活動計画書」(様式3)
- ④ 在留カード両面のコピー
- ⑤ 財政能力を証明する書類(銀行口座預金残高のわかる資料)
- ⑥ その他大学が必要と認めた書類

以上の6種類の資料の提出を基に、学内審査を行います。審査の結果、推薦状の交付に値すると判断された場合にのみ、大学から上記fの「推薦状」を交付します。

- 必要書類Ⅱ(大学の学内審査で必要な書類)の提出期限 : 卒業する日の90日前まで
ただし提出期限が土日祝祭日の場合は、その前の業務日までとする
- 書類提出先 : 多摩大学湘南キャンパス キャリア支援課